



JASDAQ

2021年4月7日

各 位

会社名 日邦産業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 岩佐 恭知  
(東証 JASDAQ/名証第二部・コード 9913)  
問合せ先 取締役コーポレート本部長 三上 仙智  
(TEL. 052-218-3161)

## 新株予約権無償割当て差止等の仮処分決定に対する保全異議の申立ての結果（差止仮処分決定の取消し等）に関するお知らせ

当社が2021年3月26日付「新株予約権無償割当て差止等の仮処分決定に対する保全異議の申立てに関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、2021年3月24日付で名古屋地方裁判所において差止仮処分決定（以下「本決定」といいます。）がなされておりましたが、当社は、2021年3月25日、名古屋地方裁判所において、本決定に対する保全異議の申立て（以下「本申立て」といいます。）を行っておりました。本日、名古屋地方裁判所は本申立てを認め、本決定を取り消す旨の決定及び当社株主（フリージア・マクロス株式会社）の差止仮処分申立てを却下する旨の決定（以下「本取消等決定」といいます。）を行いましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本取消等決定の経緯

当社が2021年3月8日付「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当て及び新株予約権の無償割当てに係る基準日設定に関するお知らせ」にてお知らせした新株予約権の無償割当ての決定に対し、当社株主により、名古屋地方裁判所に当該新株予約権の無償割当ての差止め等の請求に係る仮処分の申立て（以下「本差止仮処分申立て」といいます。）がなされておりました。

そして、2021年3月24日、名古屋地方裁判所において「令和3年3月8日に開催された取締役会の決議に基づき、現に進行中の新株予約権無償割当てを仮に差し止める」旨の決定がなされました。当社は、これを不服とし、2021年3月25日、本申立てを行っておりましたところ、本日、名古屋地方裁判所は本申立てを認め、本取消等決定を行いました。

#### 2. 本取消等決定を行った裁判所及び年月日

- (1) 本取消等決定を行った裁判所  
名古屋地方裁判所
- (2) 本取消等決定があった年月日  
2021年4月7日

#### 3. 本取消等決定の内容

- (1) 名古屋地方裁判所が令和3年3月24日にした新株予約権無償割当て差止仮処分決定を取り消す。
- (2) 本差止仮処分申立てを却下する。

#### 4. 今後の方針及び見通し

当社は、本取消等決定を受け、2021年3月8日及び2021年3月27日付の当社の取締役会決議に基づく新株予約権の無償割当て（2021年3月27日付の取締役会決議に基づく新株予約権の無償割当てに係る割当日及び基準日の変更については、2021年3月27日付「（開示内容の変更）買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当てに係る割当日及び基準日の変更に関するお知らせ」をご覧ください。）を予定どおり実施いたします。但し、当社が2021年3月8日付「買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当て及び新株予約権の無償割当てに係る

る基準日設定に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、フリージア・マクロス株式会社が、2021年1月28日に開始した公開買付けを撤回した場合において、新株予約権の無償割当ての必要性がなくなったと判断したときは、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」に基づき設置された独立委員会の意見を最大限尊重した上で、新株予約権の無償割当てを中止することを予定しております。

なお、本取消等決定について、即時抗告の申立て等がなされる可能性があります。開示すべき事項が生じましたら、適時開示して参ります。

以 上